

令和5年度副業・兼業人材活用促進啓発ツール作成業務 公募型プロポーザル参加事業者募集

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点では、「副業・兼業人材活用促進啓発ツール作成業務」について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり参加事業者を募集します。

令和5年11月22日

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度副業・兼業人材活用促進啓発ツール作成業務

(2) 業務の目的

一般社団法人長野県経営者協会が長野県から受託し運営する長野県プロフェッショナル人材戦略拠点は、県内企業の人材ニーズを掘り起し、人材ビジネス事業者へ取次を行うことにより、都市部に集中するプロ人材を県内に呼び込み、県内産業の発展に寄与することを目的としている。

平成30年1月に厚生労働省が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定して以降、都市部を中心に専門知識・スキルを有する副業・兼業人材が増加しており、こうした人材の活用は、県内企業にとって都市部のプロ人材を活用できる有用な手段となっている。

他方、県内企業における副業・兼業人材の活用意欲には濃淡がみられ、少子高齢化による働き手不足が大きな経営課題となる中で、副業・兼業人材の活用促進に向けた企業向けの啓発が急務となっている。

(3) 業務内容

副業・兼業人材の活用促進に向けた県内企業向け啓発ツールの企画・作成

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後提案内容等を踏まえ当事者間の協議により最終的に決定する。

(5) 企画提案を求める具体的内容

ア 副業・兼業人材活用促進のための県内企業向け啓発ツールの企画案

イ 業務に要する経費及びその内訳（業務に係る経費見積）

(6) 履行期限

契約の日から令和6年3月15日

(7) 費用の上限額

1,500,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

(2) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方諸費税及び個人住民税を完納していること。

3 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、仕様書（案）に示した内容を踏まえて、原則A4サイズで作成してください。

イ 見積書（様式自由）

経費の合計額は1（7）に示す費用の上限額以内とし、積算内容を具体的に記載してください。

ウ 会社概要（様式自由）

(2) 企画提案書等の提出期限及び方法

ア 提出期限 令和5年12月8日（金）午後5時まで

イ 提出部数 4部

ウ 提出方法 持参、郵送又はメール

(3) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて評価されます。

評価項目	評価内容	配点
1 啓発ツールの企画	本業務の趣旨を理解し、提案内容の企画力が優れているか。	60
2 事業の実施体制・スケジュール	事業実施の体制、スケジュールが妥当か。	10
3 見積額の評価	見積額は費用の上限額の範囲内か。 算定根拠が明確で、妥当な内容か。	10
4 事業実施能力	履行実績等から事業が確実に実施されるか。	20
合 計		100

(4) 企画提案の選定の方法

提出された企画提案書を選定基準に基づき評価し、合計点が最高点となった者を選定します。ただし、最高点となった者の評価点が6割未満の場合は選定しません。

(5) 提案者への通知

選定が終了次第、提案者に選定結果を通知します。併せて選定結果について、ホームページで次の内容を公表します。

①企画提出者数

②選定された提案者

(6) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 提出された企画提案書は返却しません。

4 契約の締結

選定された提案者との間で、企画提案の内容をもとに仕様書に基づく業務内容を確定し、契約を締結します。

5 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 中坪、片桐

〒380-0838 長野市県町584 長野県経営者協会会館内

電話 026-238-2623

E-mail office@nagano-pro.com

**令和5年度副業・兼業人材活用促進啓発ツール作成業務
仕様書（案）**

1 適用範囲

本仕様書は、一般社団法人長野県経営者協会が運営する長野県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）が発注する「令和5年度副業・兼業人材活用促進啓発ツール作成業務」について必要な事項を定める。

2 目的

本業務は、県内企業向けに副業・兼業人材の活用事例や活用メリット等を理解いただくための啓発ツールを作成することにより、副業・兼業を県内企業に一層普及させ、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和6年3月15日まで

4 業務内容

費用の上限額の範囲内で啓発効果がより発揮されるよう、次の媒体を組み合わせて啓発ツールを企画・作成すること。なお、次の媒体のうち紙媒体の作成は必須の業務とする。

- ・企業訪問用の紙媒体（パンフレット又はチラシ）の作成
- ・拠点ホームページへの副業・兼業人材活用促進のための特設サイトの追加
- ・副業・兼業人材の活用事例を紹介するための啓発動画の制作
- ・その他、提案者において有効と考える啓発ツール

5 再委託の制限

受託者は、拠点の承認なく受託業務を一括して再委託してはならない。ただし、拠点との協議により業務の一部を委託することができる。

6 成果品

本業務の成果品は、委託期間内に拠点へ納入すること。

7 受託者の責務

- （1）業務の遂行に当たっては、あらかじめ拠点と十分協議を行うこと。
- （2）受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、受託業務終了後も同様とする。
- （3）受託者は、本業務の実施に当たり他者の著作権等を侵すことのないようにすること。

8 その他

本仕様書（案）に定めのない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、その都度拠点と協議すること。